

条 文	解 説
<p>第36条 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。</p> <p>(1) 関係する法律等又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合</p> <p>(2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合</p> <p>(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めた場合</p> <p>2 提案者は、前項に規定する市民の参画等の有無及び状況に関する事項を付して、条例案を提出しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> まちづくりに関する重要な条例の制定改廃に関して、市民参画を図ることを規定しています。まちづくりに関する重要な条例とは、</p> <p>(1)まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例</p> <p>(2)市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例</p> <p>(3)その他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例をいいます。</p> <p><第2項> 条例案提出の際に市民参画の状況を明示することで、市民及び議会双方への説明責任を果たします。</p>

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
<p>第36条（条例制定の手続き）</p>	<p>■まちづくりに関する重要な条例を制定する際には、各課において附属機関や懇談会の設置を行い、市民参画を図っている。また、パブリックコメント手続条例に基づき、広く市民から意見を求めるようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属機関設置数 47件 懇談会設置数 13件 ・パブリックコメント実施件数（H25） 9件 	<p>今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。</p>	<p>特になし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関、懇談会に参加できる市民は限られ、パブリックコメントでの意見数も限られることから、多くの市民の声を把握する手段について、さらなる工夫が求められる。（参考事例：松阪市シンポジウムシステム） ・附属機関設置をおこなっている担当課・附属機関を知りたいです。 ・取り組み状況の附属機関、懇談会、パブコメ等について、件数だけではなく具体的に記載した資料がほしい。

■パブリックコメント件数(H25,26)

	案件	公表日	意見提出件数	担当課
1	「生駒市火災予防条例の一部改正(案)」についての意見募集結果の公表	2014年8月15日	0件	消防本部予防課
2	「第5次生駒市総合計画 後期基本計画(案)」についての意見募集結果	2014年5月23日	8件	企画政策課
3	「生駒市景観形成基本計画(案)」、「生駒市景観条例(改正案)」、「生駒市景観計画(変更案)」に対する意見募集結果の公表	2014年3月4日	3件	みどり景観課
4	「生駒市エネルギービジョン(案)」についての意見募集結果の公表	2014年3月28日	3件	環境モデル都市推進課
5	「生駒市行政改革大綱 後期行動計画(案)」に対する意見募集結果について	2014年2月20日	9件	企画政策課
6	第2期健康いこま21(案)に対する意見募集結果の公表	2013年12月12日	13件	健康課
7	生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例(案)のパブリックコメントの結果を公表します!	2013年12月2日	59件	議会事務局
8	「生駒市市民アクションプラン(案)」についての意見募集結果の公表	2013年6月28日	8件	都市計画課
9	市の重要計画の議決に関する条例(案)のパブリックコメントの結果を公表します!	2013年6月6日	3件	議会事務局
10	「生駒市農業ビジョン(案)」に対する意見募集	2013年4月16日	3件	経済振興課
11	「(仮称)生駒市参画と協働の指針(案)」についての意見募集結果公表	2013年4月3日	2件	市民活動推進課
12	第2期生駒市食育推進計画(案)についての意見募集結果の公表	2013年3月26日	0件	健康課
13	「生駒市空き家等の適正管理に関する条例(案)」についての意見募集結果の公表	2013年2月25日	2件	建築課
14	「生駒市営住宅条例の一部改正(案)」に対する意見募集の結果について	2013年2月1日	0件	営繕課
15	「生駒市再開発住宅条例の一部改正(案)」についての意見募集結果の公表	2013年2月1日	0件	地域整備課(当時)

■附属機関(法令、条例により設置)

	附属機関の名称	公募委員の有無	担当課
1	公務災害補償等審査会		人事課
2	公務災害補償等認定委員会		人事課
3	生駒市特別職報酬等審議会	有	人事課
4	生駒市市民自治推進委員会		市民活動推進課
5	生駒市市民活動団体支援制度審査会		市民活動推進課
6	生駒市情報公開及び個人情報保護審査会		総務課
7	生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会	有	総務課
8	生駒市政治倫理審査会		総務課
9	生駒市防災会議		危機管理課
10	生駒市国民保護協議会		危機管理課
11	生駒市新型インフルエンザ等対策本部		危機管理課
12	生駒市入札監視委員会		契約検査課
13	生駒市総合計画審議会	有	企画政策課
14	生駒市行政改革推進委員会	有	企画政策課
15	生駒市法令遵守委員会		監査委員事務局
16	生駒市環境審議会	有	環境モデル都市推進課
17	生駒市学研高山地区環境保全対策委員会		環境モデル都市推進課
18	生駒市環境マネジメントシステム推進会議	有	環境モデル都市推進課
19	生駒市住居表示審議会		市民課
20	生駒市人権施策審議会	有	人権施策課
21	人権文化センター運営審議会		人権施策課
22	生駒市男女共同参画審議会	有	人権施策課
23	生駒市消費生活審議会	有	生活安全課
24	予防接種健康被害調査委員会		健康課
25	生駒市病院事業推進委員会	有	病院建設課
26	生駒市国民健康保険運営協議会		国保医療課
27	生駒市保育所運営委員会	有	こども課
28	生駒市立小平尾南児童館運営審議会		こども課
29	生駒市子ども・子育て会議	有	こども課
30	生駒市介護認定審査会		介護保険課
31	生駒市介護保険運営協議会	有	介護保険課
32	生駒市民生委員推薦会		高齢福祉課
33	生駒市立老人憩の家運営審議会		高齢福祉課
34	生駒市障害程度区分認定審査会		障がい福祉課
35	生駒市老人ホーム入所判定委員会		高齢福祉課
36	生駒市都市計画審議会		都市計画課
37	生駒市開発事業審議会		建築課
38	生駒市建築審査会		建築課
39	生駒市空き家等適正管理委員会		建築課
40	生駒市景観審議会		みどり景観課
41	生駒市水道料金審議会		上下水道部総務課
42	生駒市浄化センター包括運營業務委託に関する委員会		竜田川浄化センター
43	生駒市就学指導委員会		教育指導課
44	生駒市立学校給食センター運営協議会		学校給食センター
45	生駒市社会教育委員		生涯学習課
46	生駒市文化財保護審議会		生涯学習課
47	生駒市スポーツ推進審議会		スポーツ振興課

■ 懇談会等

	懇談会等の名称	公募委員の有無	担当課
1	生駒市路上喫煙の防止対策懇話会	有	環境モデル都市推進課
2	生駒市外国人住民教育推進懇話会	有	人権施策課
3	生駒市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会		高齢福祉課
4	生駒市障がい者地域自立支援協議会		障がい福祉課
5	生駒市医療費等適正化委員会		国保医療課
6	生駒市緑の市民懇話会	有	みどり景観課
7	生駒市学校結核対策委員会		教育総務課
8	いじめ対策会議		教育指導課
9	教科用図書選定委員会		教育指導課
10	生駒市学校給食用物資選定懇話会		学校給食センター
11	学校給食センター更新基本計画策定懇話会		学校給食センター
12	生駒市放課後子ども教室懇話会		生涯学習課
13	芸術会館美楽来美術品収集懇話会		生涯学習課
14	生駒市子ども読書活動連絡調整会議		図書館

条 文	解 説
<p>第37条 市は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の検討及び決定に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。</p>	<p>【解説】 重要なまちづくり施策の検討及び決定を行う場合は、広く市民の意見を求め、市の考え方を公表するという規定です。これは、市の附属機関等における委員の公募、アンケートやパブリックコメントの実施を示しています。なお、対象となる市の基本的な政策等の内容、意見聴取の時期や方法等は別に条例で定めています。</p> <p>《既存の法律など》 【生駒市パブリックコメント手続条例】 (目的) 第1条 この条例は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、政策等を策定する過程において市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政への参加を促進し、もって行政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
<p>第37条（計画策定段階の原則）</p>	<p>■第36条と同様。 ■生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に係る条例により、総合計画や各行政分野における基本的な計画・方針については、議会の議決・報告が必要となり、各課において対応。 ■市民・事業者満足調査実施(H24.10)、男女共同参画・人権についての市民アンケート実施(H26.3)、ごみ減量化についてのアンケート調査実施(H25.7)</p>	<p>今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。</p>	<p>特になし</p>	<p>・附属機関、懇談会に参加できる市民は限られ、パブリックコメントでの意見数も限られることから、多くの市民の声を把握する手段について、さらなる工夫が求められる。(参考事例：松阪市シンポジウムシステム)</p>

条 文	解 説
<p>第38条 市民に意見を求めるときは、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見及び情報を考慮して決定する制度やアンケートの実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、速やかに公表しなければならない。</p>	<p>【解説】 市民に意見を求める際の意見聴取の方法や提示された意見に対する市の回答及び公表原則を規定しています。なお、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見及び情報を考慮して決定する制度による場合については、生駒市パブリックコメント手続条例によることとなります。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
<p>第38条（計画策定手続）</p>	<p>■パブリックコメント手続条例及びその手引きに基づき、素案段階でいただいた意見については、考え方を記載し、各課において公表を行っている。 同様にアンケート結果についても公表している。 パブリックコメント実施件数（H25） 9件</p>	<p>今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。</p>	<p>特になし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市が公表する素案を対象として、市民との意見交換が行える機会（公聴会等）を拡充する必要がある。 ・条例としては特にありませんが、アンケートなど世論調査による市民の意見を集める方法がもう少し頻繁に行われるべきと思います。パブリックコメントのみでは偏りがあると思います。

条 文	解 説
<p>第39条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則として市民から公募した委員を加えなければならない。</p> <p>2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 審議会等委員の選任について、地域、性別、年齢、国籍等への配慮及び原則として市民公募委員を設けることを規定しています。</p> <p><第2項> 審議会は、原則公開するとともに、その会議録も公開することとしています。</p> <p>平成20年4月1日から附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針を施行(平成24年10月9日に同取扱指針を廃止し、新たに「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」を施行)しており、委員の公募に当たっては同指針に基づく附属機関等の委員の公募に関する基準(平成24年10月9日から「附属機関及び懇談会等の参加者の公募に関する基準」によるとともに、会議等については、附属機関等の会議の公開に関する基準(平成24年10月9日から「附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準」)により運用しています。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針】 (委員の公募)</p> <p>第6条 附属機関の委員の選任に当たっては、市民参加の推進を図るため、公募による委員の選任枠を設けるものとする。ただし、その設置目的、審議内容等から公募が適当でない場合は、この限りでない。</p> <p>2 公募により委員を選任する場合は、その選任方法に公平、公正を期すとともに、応募者の意欲、知識等を考慮し、選考するものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、委員の公募に関する取扱いの基準は、別に定める。</p> <p>(会議の公開等)</p> <p>第12条 附属機関及び市は、会議の開催の周知、会議の公開、会議結果の公表等に努めるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、附属機関及び懇談会等の会議の公開等に関する取扱いの基準は、別に定める。</p> <p>3 附属機関等は、審議に当たり、市民からの意見募集、公聴会の開催等の方法により、市民の意向が反映されるよう努めるものとする。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第39条(審議会等)	<p>■附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針、附属機関の委員及び懇談会等の参加者の公募に関する基準、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準(いずれもH24.9策定)に基づき、各課において対応。</p> <p>※市民公募している附属機関等の公募委員比率：35.7% (参考値。上記基準では20%)</p> <p>※附属機関等の女性比率：29.7%(上記指針では40%)</p>	今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> ・同一人物が複数の附属機関、懇談会に参加する場合もあり、できるだけ多くの市民の声を聴くためには、1人1附属機関(あるいは懇談会)の制限を設けるとともに、任期についても制限を設ける必要がある。 ・条文は問題ないです。が、公募市民で審議会不参加の方には、文書で意見等を求めるとかして市政に自覚を持って貰う事が必要と思います。 ・審議会等に参加する市民や、各種団体代表等について、希望者には、会議とは別に勉強することができる機会(研修等)があれば良いと思う。
	<p>■審議会等の公募市民無作為抽出型登録制度(H25.4)</p> <p>市政への市民参画の機会を創出し、多様な市民の意見等を市政に反映させるため、審議会等の公募市民の無作為抽出による登録制度を実施している。</p> <p>市民協働・人権、子育て・教育、環境・ごみ減量化、福祉・</p>	多くの方に登録いただいているが、登録期間である2年の間、一度も公募市民として審議会等に参加していただけない場合がある。		<ul style="list-style-type: none"> ・登録制度を十分に活用するため、公開されている資料、議事録に基づき、登録されている市民にネット上で意見を求めるなどの制度活用のための工夫が必要である。

<p>健康・医療、行政経営・防災、生涯学習・スポーツ、景観・まちづくり、産業・環境の 8 分野に合計 284 名に市民に登録いただいた。</p> <p>平成 25 年度は、8 つの審議会等で当制度を活用し、合計 19 名の公募市民を選出した。</p>			
---	--	--	--

条 文	解 説
<p>第40条 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組む、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。</p> <p>2 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例では、コミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語表現で生駒市域全域から、例えば自治会単位といった共同体意識の形成が可能な一定の地域における市民主体のまちづくり活動としています。</p> <p><第2項> 市民自治の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるとした規定です。行政だけでは解決できない地域の課題などについて、当該地域にかかわるさまざまな活動主体が、それぞれの役割や自主性を尊重しあいながらまちづくりを行うことを示しています。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第40条（市民自治の定義）	定義のためなし。			なし。

条 文	解 説
<p>第41条 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 補完性の原則に基づき、まず市民自身が市民自治活動の重要性を認識し、その担い手として積極的に市民自治活動に参加することを市民の努力義務として規定しています。</p> <p><第2項> 市民自治活動への参加に加えて、自らの判断に基づき、市民自治活動を行う団体等を支援することも市民の努力義務として規定するものです。</p>

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
<p>第41条（市民自治活動に関する市民の役割）</p>	<p>■自治会加入率 80.49%</p> <p>■市民活動推進センターららポート登録件数（H26.6.1現在）66団体</p> <p>■地域活動への参加状況（H24 市民・事業者満足度調査より）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動：59.4%（よく参加している、時々参加しているの合計。H22では58.3%） ・地域への清掃・美化活動・リサイクル活動 49.1%（同47.5%） ・地域の祭り・伝統芸能などの保存伝承 32.0%（同31.8%） 			<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参加率（自治会加入率を含む）は未だ低く、住民の価値観、地域社会のあり様が変わってきている中で、住民（市民）の自主性にのみ任せられていても本義務規定の実現は叶わない。行政として、何らかの関与（仕掛け、インセンティブ等）が必要である。 ・自治会加入は自治活動のもとになります。各自治会は勿論、市の方も加入率を上げる努力、指導が必要。金銭的支援だけではない。（43条とも兼ねる） ・市は市民自治活動団体・個人の把握、公表し情報交換出来るよう支援して欲しい。 ・高齢化により、自治会活動が困難になる地域や、高齢化やメンバーが固定化してしまうことにより活動継続が困難になるボランティアグループ等がある。従来の固定観念にとらわれない取り組みが必要。

条 文	解 説
<p>第42条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援するものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 市の市民自治活動に対する認識を確認する規定です。</p> <p><第2項> 市民自治活動は、自主、自立したものが原則であることから、市による支援については、補完性の原則に基づき、あくまでも「必要に応じて」行うことを規定しています。自立した市民自治の活性化は自治体全体の強化につながり、地域社会自体が豊かになることから、こうした公益性のある市民自治活動に対する行政からの支援を保障するものです。</p>

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第42条（市民自治に関する自治体の役割）	<p>■自治振興補助金の交付 本市行政との協働を推進し、各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付。</p> <p>■集会所新築等補助金 地区住民の自治会活動を奨励し、もって地区住民の生活の安定に寄与するため、地区集会所の新築、増築、改築、改修又は太陽光発電システム設置を行った自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付。</p> <p>■自治連合会への支援 市内（ほぼ全域）の126自治会で組織された自治連合会への事務的支援。</p> <p>■地域まちづくり活動支援補助金 地域の課題を解決するため、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う団体が実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付。</p> <p>■マイサポいこま（生駒市民が選択する市民活動団体支援制度） 市民活動団体の財政的支援の拡充を図るとともに、団体が提案する事業に対して、市民が支援したい事業を選択することで、市民活動への理解や関心を高める。</p> <p>■プロボノマラソン 市民が企業で培った経験やスキルを活かして、市民活動団体等の運営を支援し、社会貢献をする場を創出。団体と市民が出会う場を作ることで、継続的な市民公益活動の活性化を目指す。</p>	今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。	特になし。	<p>・市民自治活動を活発化するためには、これに対する支援は、活動主体の特性やニーズ（主体、活動内容、発展段階等により異なる）を踏まえて行う必要がある。そのため、一律の支援を行う制度ではなく、きめ細やかに支援ができる制度、体制を整えることが必要となる。</p> <p>・マイサポいこまについては、財政的支援はありがたいが、事業予算の半額を準備しなければならず、大きな事業は出来にくい。</p> <p>・補助金について、行政改革推進委員会からの提言をどのように考えているのか？</p> <p>・マイサポいこまの制度は評価するが、組織力に勝る団体が支援を勝ち取っている現状があるのではないか。</p>
	<p>■出前講座等の実施 災害時における自助、共助意識の高揚と防災知識・技術の普及等のため、自主防災会が行う訓練や研修会等に対し市職員を派遣し指導を行っている。</p> <p>■自主防災会活動補助金の交付 自主防災会の基盤整備と活動の活性化を推進するため、自主防災会に対し、条件によって①資機材等新規整備補助金、②資機材等追加整備補助金、③活動推進補助金を交付している。</p>	<p>■東日本大震災等の大規模災害後のしばらくの期間は市民の防災意識も高く訓練等の行われる機会も多いが、年数が経つにつれ意識が薄れ訓練等の機会も減少する傾向にある。</p> <p>■自主防災会のない自治会が少なくなってきたため、資機材新規整備補助金については廃止するなど見直していく必要がある。</p>		
	<p>■生駒市環境基本計画推進会議補助金 環境基本計画に掲げるプロジェクトを着実に推進するため、市民、事業者、行政が一体となった推進主体として設立された環境基本計画推進会議（ECO-net 生駒）に対して、実施事業等に要する経費の補助を行うもの。</p> <p>■自治会清掃 道路、公園等の清掃活動を実施される自治会に対し、ゴミ袋の提供及びごみの回収等自治会への物的支援を行う。</p> <p>■東生駒川アジサイ育成業務事業 自治会員によるアジサイの育成活動を支援するため、辻町自治会と環境美</p>			

	<p>化協定書を締結し、草刈り及び活動に必要な物品等の支給又は貸し出しを行っている。</p> <p>■地域環境整備事業 飼い主が不明な猫がむやみに繁殖するのを予防し、地域の生活環境の改善を図るため、避妊・去勢手術を行う自治会に対して、手術費の一部を助成する。地域ねこ活動を行う市民を地域ねこ活動サポーターとして公募し、認定した。</p> <p>■わんわんアドバイザー事業 各自治会から推薦、市民公募で集まった方に養成講座を受講していただき、受講後はわんわんアドバイザーとして散歩中に出会った飼い主に対して啓発チラシ等を配布するなどの啓発活動を行う。</p> <p>■市民共同発電所事業 市民共同発電所の立ち上げを支援する。</p>			
	<p>■集団資源回収補助金 ごみの減量化及びごみ問題に対する意識の高揚を図るため、古紙等の再資源化活動を自主的に実施している市内の子ども会・老人会・自治会等に対して、回収量に応じた補助金を交付し、活動を支援する。</p> <p>■ごみ集積施設設置整備事業補助金 ごみの散乱防止を図り、地域住民の公衆衛生の向上並びに環境美化の促進を図る。 交付対象：ごみ集積場の新設又は改修実施自治会 補助金：補助対象経費の1/2（千円未満切り捨て）、限度額30万 交付条件：10世帯以上 容量450ℓ以上</p>			
	<p>■地元施行道路舗装補修工事材料支給 市が管理する道路、河川及び排水路について、地元が舗装、排水工事及び碎石散布等軽易な工事を施行する場合、その材料を無償で支給することができる。</p>			
	<p>■コミュニティパーク事業 街区公園等を対象に地域住民が主体となって、ワークショップ形式で、公園の使い方や育て方などのアイデアを計画案としてまとめ、市と協働して使いやすい公園にリニューアルする事業。自治会との地域課題に対応したプロジェクト。</p> <p>■公園・緑地の環境整備 公園・緑地内の樹林地整備（下草刈り・除間伐など）やごみ清掃などを市民ボランティア団体を中心となって実施。市はごみの回収や緑化啓発看板の設置、広報活動などを行う。</p> <p>■地域で育む里山づくり事業 市民の自主的な参加による森林整備活動として、里山林整備を行う団体に対して補助金を交付する。</p> <p>■樹林地バンク制度 整備を希望する市街化区域内樹林の所有者と活動場所を求める樹林保全活動グループに登録いただき、市がお互いを仲介して、未整備の市街化区域内樹林の保全を進める事業制度で、その際、整備方法などに関し自然生態アドバイザー（森林アドバイザー）の意見を聞いていただくことも可能。</p> <p>■花と緑のわがまちづくり助成制度 まちなかに花や緑を植栽・育成し、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等の団体に対し、予算の範囲内で助成金を支給する。</p>			

	<p>■萩の台住宅地いきいき交流会 多くの郊外型住宅地では、高齢化が進むとともに空き家になるケースが多くなってきていることから、空き家対策として、地域コミュニティの活性化を目的にモデル地区（萩の台住宅地）で意見交換を定期的に行っている。</p>			
	<p>■地区別体力づくり活動事業 生駒市自治連合会が地区別（小学校単位で事業でも可）に実施するスポーツ活動事業に資金的支援を行う。</p>			
	<p>■生駒市地域ぐるみの児童生徒健全育成推進事業 子どもの見守り活動としてパトロール、保護者や教師のための学習会の開催</p>			

条 文	解 説
<p>第43条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。</p> <p>2 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。</p> <p>3 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。</p> <p>4 市は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。</p> <p>5 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 前各項に関することは、別に定める。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有するおおむね小学校区程度以下の単位を基本に自治会、NPO等の多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織（市民自治協議会）の設置について規定するものです。</p> <p><第2項> 市民自治協議会は、当該地域の市民のほか、当該地域とかかわりのある市民（事業者、各種団体等を含む）に開かれた、透明性のあるものとするとともに、市や関係する組織と連携して協働によって活動することを規定しています。</p> <p><第3項> 市は、市民自治協議会に対し、助成金の交付や職員の派遣、活動拠点施設の整備など必要な支援を行うことができることを規定しています。</p> <p><第4項> 市は、総合計画をはじめとする市の計画策定や事業及び施策の推進に当たっては、市民自治協議会が策定した地域計画（地域ビジョンなど）との整合性に配慮するとともに、市民自治協議会の意見等を尊重しなければならないとする規定です。</p> <p><第5項> 市は、それまで市が行ってきた地域内の公共施設の管理や公共サービスの提供等について、市民自治協議会から求められたときは、できる限り市民自治協議会が市に代わって行えるよう配慮することを規定するもので、この場合、サービス提供等に係る経費を支払うなど必要な措置を講じるものとしています。</p> <p><第6項> 市民自治協議会に関する詳細事項は、十分な検討や調整を行った上で、別に条例で定めることとしています。</p>

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第43条（市民自治協議会）	<p>■市民自治協議会設立に向けてマニュアル作成 市民自治協議会設立に向けての流れ・イメージを記載したものを市民自治推進委員会で検討した。</p> <p>■沓分小、生駒南小・南第二小、鹿ノ台小の各校の市民自治協議会設立準備会において、設立に向けた活動、会議が行われ、その代表と協議を進めている。</p> <p>また、生駒北小学校区においても話し合いが始められている。</p> <p>■地域まちづくり活動支援補助金交付 市民自治協議会設立に向けた活動を行っている団体へ地域まちづくり活動支援補助金の交付を行い、支援を行った。1団体50万円上限</p>	<p>■行政主導で設立するものでなく、地域課題の抽出や、まちづくりへの住民意識の醸成等を地域を主体として進めているが、現段階では設立に至っていない。</p>	<p>第6項 解説文末「・・・別に条例で定めることとしています。」を「・・・別に定めることとしています。」へ変更。</p> <p>【理由】 今後、市民自治協議会の認定の基準などを定めていくが、条例でなく要綱等にしたほうが、臨機応変に対応しやすいため。また、他先進自治体でも要綱等で対応しているケースが多い。</p>	<p>・市民自治推進の根幹的事項の一つであることから条例に定めるべき。基本的事項を条例で定め、詳細を規則に委ねることにより、要綱とせずとも臨機応変な対応は可能となる。</p> <p>・特にありませんが、難しいと思います。条例でなく要綱でいいと思いますが、高齢化すると特に難しいでしょう。</p> <p>・市民全般に、市民自治協議会がどのようなものかという認識が浸透しているとは言い難い現状がある。行政主導ではなく、地域主体と言っても、設立に向けて市民の盛り上がりを期待しているだけでは現実的に設立に至ることは困難である。所管課だけでなく、全庁的に市民自治協議会設立運営を支援する体制や、地域における活動を支援するNPO やプロボノ等を地域とマッチングさせる積極的な活動が必要である。</p>

条 文	解 説
第44条 市長は、市政にかかわる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。	【解説】 市の重要な政策判断が必要な事項については、市民に対する意思確認の手段として、市民投票ができることを定めています。

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第44条（市民投票）	■常設型市民投票条例制定（平成26年6月） 【経緯】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度 市民自治推進会議及び庁内関係各課によるプロジェクトチームにて条例案の検討 ・平成22年度 パブリックコメント、アンケートの実施（11月）など ・平成23年度 市民自治推進会議から市民投票条例（案）提言 ・平成26年度 6月定例会にて議決 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例公布後3年以内に施行 	解説の最後に「平成26年6月に上記項目を定めた生駒市市民投票条例を制定」と記載。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民投票条例の施行に先立ち、市民への情報提供の方法、討論の場の持ち方など、市民投票制度の運用に係るガイドライン（マニュアル）を作成する必要がある。

条 文	解 説
<p>第45条 市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。</p> <p>2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。</p> <p>3 市民投票の請求、発議、投票資格その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める。この場合において、議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年者の参加に十分配慮しなければならない。</p> <p>4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 市民の請求により市民投票ができることを定めた規定です。</p> <p><第2項> 市議会や市長が直接市民の意思を確認しながらそれぞれの意思決定を行っていくことは、間接民主制を補完する意味でも重要であるため、市議会と市長も市民投票を発議できることを定めています。</p> <p><第3項> 市民投票の実施請求に関する具体的な手続やその他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めることを規定しています。その条例においては、定住外国人や未成年者の参加に配慮することとする規定です。</p> <p><第4項> 市民投票は法的な拘束力を持たないため、その結果で市長や議会の選択や決断を拘束するものではありませんが、投票の成立要件を含め、あらかじめ投票結果の取扱いを定めておくとする規定です。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第45条	<p>■生駒市市民投票条例制定（平成26年6月）</p> <p>45条各項の内容は、投票条例で明記。</p>	<p>・条例公布後3年以内に施行</p>	<p>解説の最後に「平成26年6月に上記項目を定めた生駒市市民投票条例を制定」と記載。</p>	

条 文	解 説
<p>第46条 市民は、法令等により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。</p>	<p>【解説】 情報を受ける権利、自ら取得する権利（アクセス権）について規定しています。市民が主体のまちづくりにおいて、市民が自ら考え、行動するためには、さまざまなまちづくりに関する情報が市民に十分提供されなければならないことを定めるものです。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
<p>第46条（情報への権利）</p>	<p>■市内外に周知すべき情報を適宜収集し、広報紙・広報番組やホームページへの掲載、報道発表、SNSなどで発信している。 ■情報発信力強化のため、プロジェクトチームで課題解決方法を探ることにも取り組んだ。</p>	<p>広報紙の読者の拡大、ツイッターのフォロワー数増加は課題である。</p>	<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供には、自ら加工可能な生データの提供と理解を促すための情報とを提供する必要がある。現状では、特に前者についての情報公開が不十分である。後者について一定程度の情報発信は実施されており、市民が情報にアクセスする動機づけの方法を検討、充実することが必要である。 ・ ネット時代対応が課題です。印刷物は縮小され、ネットで可能なようにすべきと思いますがよく分かりません。 ・ 課題・問題点で挙げられている「広報誌の読者の拡大」とは？（配布しているが読まれていない？未配布世帯がある？市外の人に読んでもらう？）

条 文	解 説
第47条 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組み及び体制の整備について必要な措置を講じなければならない。	<p>【解説】 市民への情報提供について、情報公開条例を適切に運用することを定めるものです。</p> <p>《既存の法律など》 【生駒市情報公開条例】 (目的) 第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市政に関する市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市等の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、公正で開かれた市政を推進することを目的とする。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見												
第47条（情報共有制度）	<p>■情報公開条例に基づき、市民等からの行政文書の開示請求に対応している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">件数</th> <th style="text-align: center;">処理内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">請求139 申出 2</td> <td style="text-align: center;">開示93、部分開示26、不開示16他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">請求176 申出 2</td> <td style="text-align: center;">開示83、部分開示38、不開示10他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">請求137 申出 2</td> <td style="text-align: center;">開示91、部分開示26、不開示7 他</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	処理内容	23	請求139 申出 2	開示93、部分開示26、不開示16他	24	請求176 申出 2	開示83、部分開示38、不開示10他	25	請求137 申出 2	開示91、部分開示26、不開示7 他	今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。	特になし。	・開示請求を伴わずインターネット等で容易に取得できる情報を拡大することが必要である。
年度	件数	処理内容														
23	請求139 申出 2	開示93、部分開示26、不開示16他														
24	請求176 申出 2	開示83、部分開示38、不開示10他														
25	請求137 申出 2	開示91、部分開示26、不開示7 他														

条 文	解 説
第48条 市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。	【解説】 生駒市独自の市政運営を行うのに必要な情報について、常に収集すべきことと、所在を明確にし、必要なときに職員が誰もが引き出せるよう情報を適正に管理しなければならないことを定めています。

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第48条（情報収集及び管理）	■新聞クリッピングを行い、関係する情報を庁内 LAN を使い掲載している。	・メディアの情報共有を新聞に限定しているため、テレビや雑誌の情報を庁内全体で行っていない。	特になし	・個人情報の取り扱いについて、報道されたような問題が再度起きないよう徹底していただきたい。
	■部庶務担当課にて、各種行政情報（他自治体先進地事例、官庁速報など）をネット上でリアルタイムに把握できるシステムがあり、部内各課に周知を行っている。			
	■情報セキュリティの徹底 個人情報等の外部に漏えいした場合には重大な影響を及ぼす情報、行政運営上必要な情報等が含まれていることにかんがみ、情報セキュリティポリシー（情報セキュリティに関する規則、情報セキュリティ対策基準）を定め、情報資産の適切な保護及び適正な管理に努めている。また、全職員対象に情報セキュリティセルフチェックを実施。	今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。	特になし。	

条 文	解 説
第49条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。	<p>【解説】</p> <p>情報の公開や提供は大切なことですが、個人の権利及び利益を保護しなければならないことや市が収集し、保有する個人情報については、厳重に管理しなければならないことを定めています。この条例では基本的な事項を定めていますが、具体的には「生駒市個人情報保護条例」を適用します。</p>

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見																																				
第49条（個人情報の保護）	<p>■個人情報保護条例に基づき、市が保有する市民の個人情報についての取扱いを行っている。</p> <p>【個人情報開示等請求状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開示請求</th> <th>処理内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>7</td> <td>開示3、部分開示2、不開示1 取下げ1</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>6</td> <td>開示4、部分開示2</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>16</td> <td>開示8、部分開示3、不開示2、取下げ1、却下2</td> </tr> </tbody> </table> <p>【個人情報取扱事務届出件数】</p> <p>実施機関が、個人情報を取り扱う事務を開始するとき、内容の変更等をするときには、市長に届出しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>個人情報 取扱事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>351</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>水道事業管理者</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>公平委員会</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>農業委員会</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>消防長</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>議会</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>566</td> </tr> </tbody> </table>	年度	開示請求	処理内容	23	7	開示3、部分開示2、不開示1 取下げ1	24	6	開示4、部分開示2	25	16	開示8、部分開示3、不開示2、取下げ1、却下2	実施機関	個人情報 取扱事務	市長	351	教育委員会	88	水道事業管理者	44	選挙管理委員会	14	監査委員	3	公平委員会	0	農業委員会	12	固定資産評価審査委員会	1	消防長	47	議会	6	合 計	566	<p>今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。</p>	<p>特になし。</p>	<p>・セキュリティ対策とともに情報の取扱いに係る職員研修の強化が必要である。</p>
年度	開示請求	処理内容																																						
23	7	開示3、部分開示2、不開示1 取下げ1																																						
24	6	開示4、部分開示2																																						
25	16	開示8、部分開示3、不開示2、取下げ1、却下2																																						
実施機関	個人情報 取扱事務																																							
市長	351																																							
教育委員会	88																																							
水道事業管理者	44																																							
選挙管理委員会	14																																							
監査委員	3																																							
公平委員会	0																																							
農業委員会	12																																							
固定資産評価審査委員会	1																																							
消防長	47																																							
議会	6																																							
合 計	566																																							